

(その1)

収 支 報 告 書

会計	加	減	増	減	増	減	増	減	増	減
④	④	③	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

※該当箇所に すること。

(ふりがな)

じょせいのためのせいじすくーる

1 政治団体の名称

女性のための政治スクール

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区二番町1-2
番町ハイム814

3 代表者の氏名

山崎 順子

4 会計責任者の氏名

城 信雄

5 令和 4 年分

団体コード	1	0	6	0	1	6	2	9	1	0	0	0	1	1
前年繰越額	540,910 円													

事務担当者の氏名

城 信雄

電話番号

03-6256-8923

政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- そ の 他 の 政 治 団 体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 山崎 順子

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

2233

102740

受付
5.5.28
東京選挙管理委員会
事務局

3206号
5.5.30
東京選挙管理委員会
事務局

(その2)

収 支 の 状 況

全国団体用

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,042,910
(前年からの繰越額)	540,910
(本年の収入額)	502,000
支 出 総 額	423,184
翌年への繰越額	619,726

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項	目	金	額	備	考
1	経常経費				
(1)	人件費		40,000		
(2)	光熱水費		0		
(3)	備品・消耗品費		0		
(4)	事務所費		21,177		
	小計		61,177		
2	政治活動費				
(1)	組織活動費		53,235		
(2)	選挙関係費		0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		308,772		
	ア 機関紙誌の発行事業費		0		
	イ 宣伝事業費		0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		0		
	エ その他の事業費		308,772		
(4)	調査研究費		0		
(5)	寄附・交付金		0		
(6)	その他の経費		0		
	小計		362,007		
	合計		423,184		

(注)(その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その14)

国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費 2. 備品・消耗品費 3. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
令和3年分政治資金監査	16,500	令和4年6月8日	税理士 中里 稔	東京都荒川区西日暮里3-6-14-405	
この頁の小計	16,500	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
その他の支出	4,677	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合計	21,177	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。			

(その15)



(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)			↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)	
項目別区分	1. 組織活動費 5. 政治資金パーティー開催事業費 8. 寄附・交付金	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費	項目別区分小分類 ※記入必須	会議費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
この頁の小計	0				(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。	
その他の支出	27,485				(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。	
合計	27,485				(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)		↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)	
項目別区分	1. 組織活動費 5. 政治資金パーティー開催事業費 8. 寄附・交付金	2. 選挙関係費 9. その他の経費	3. 機関紙誌の発行事業費 6. その他の事業費	4. 宣伝事業費 7. 調査研究費	項目別区分小分類 ※記入必須 交通費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	25,750				
合計	25,750				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)			↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)	
項目別区分	1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費				その他事業費 女性のための政治スクール	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
会議室借り上げ	12,650	令和4年2月7日	学校法人明治薬科大学収益事業	東京都清瀬市野塩2-522-1	振込	
講師料(交通費)	30,000	令和4年2月19日	篠崎 仁美	東京都世田谷区弦巻4-3-13-205		
講師料(交通費)	30,000	令和4年3月1日	浜 矩子	東京都世田谷区下馬5-5-3	振込	
会議室借り上げ	12,650	令和4年3月3日	学校法人明治薬科大学収益事業	東京都清瀬市野塩2-522-1	振込	
講師料(交通費)	30,000	令和4年3月19日	金成 大介	東京都杉並区荻窪3-6-15-221		
会議室借り上げ	33,000	令和4年5月2日	学校法人明治薬科大学収益事業	東京都清瀬市野塩2-522-1	振込	
講師料(交通費)	30,000	令和4年5月21日	中北 浩爾	東京都新宿区下落合2-9-24		
会議室借り上げ	12,650	令和4年6月29日	学校法人明治薬科大学収益事業	東京都清瀬市野塩2-522-1	振込	
会議室借り上げ	12,650	令和4年8月22日	学校法人明治薬科大学収益事業	東京都清瀬市野塩2-522-1	振込	
会議室借り上げ	12,650	令和4年10月28日	学校法人明治薬科大学収益事業	東京都清瀬市野塩2-522-1	振込	
27期スクール講師料	30,000	令和4年12月17日	篠崎 仁美	東京都世田谷区弦巻4-3-13-205		
講師料(交通費)	20,000	令和4年12月17日	藤田 みちる	横浜市栄区庄戸5-6-7		
オンラインスタッフ代	30,000	令和4年12月25日	近藤 瑛輝	東京都調布市小島町1-19-1-427		
この頁の小計	296,250	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
その他の支出	12,522	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
合計	308,772	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 29 日

政治団体の名称 女性のための政治スクール

会計責任者の氏名 城 信雄



印

(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名

印

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 5年 5月 20日

女性のための政治スクール

代表 山崎 順子 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第3112号

研修終了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、女性のための政治スクールの令和4年の法第12条第1項に規定する当該収支報告書のすべての期間を対象として当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、女性のための政治スクールの主たる事務所において行った。
東京都千代田区二番町1番2 番町ハイム814

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支



出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

女性のための政治スクールと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上

